



## 市営住宅の入居者を募集します

問い合わせ 住宅課 ☎51・2600

### ■3月の募集

#### 申込資格

次の①～⑤のすべてを満たす方①市内在住または在勤②持家がなく現在住宅に困っている③下表の収入基準以下④暴力団員でない⑤市営住宅に係る未納の家賃などがない※単身者は別途申込資格があります。また、住宅によっては別途申込資格がある場合があります **入居日** 5月1日(金) **抽選日** / **とこ**ろ 3月20日(金)午後1時30分 / **市役所講堂(東館13階)** **その他** 今後の募集については、随時本紙で掲載予定です。募集する住宅、その他詳細については案内書または3月2日以降にホームページ(<http://www.city-toyohashi.lg.jp/5542.htm>)でご確認ください **申し込み** 3月2日～12日(土・日曜日を除く)に申込用紙を市役所住宅課(東館3階)※案内書・申込用紙は3月2日から住宅課で配布。申し込みの際には認印が必要です。また、収入を証する書類や世帯構成などにより証明書類などが別途必要な場合があります

■総収入金額でみる収入基準早見表(源泉徴収票では、支払金額が総収入金額になります)

家族数 区分	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
一般	296万7,999円	351万1,999円	399万5,999円	447万1,999円	494万7,999円
裁量※	388万7,999円	436万3,999円	483万5,999円	531万1,999円	578万7,999円

※裁量とは障害者のいる世帯、家族全員が昭和31年4月1日以前に生まれた方(18歳未満の方がいる世帯も含む)、未就学児のいる世帯など



相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問い合わせ(申込期間)
多重債務者相談 (債務整理の相談など)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前10時～午後4時30分	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課☎51・2305 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後5時15分 [弁護士相談]第2・4水曜日午後1時～4時(予約可)	愛知県東三河県民生活 プラザ(愛知県東三河 総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活 プラザ☎52・7337 ※電話相談も可
消費生活相談 (消費者トラブル、架空請求など)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前10時～午後4時30分	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課☎51・2305 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時30分	愛知県東三河県民生活 プラザ(愛知県東三河 総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活 プラザ☎52・0999 ※電話相談も可
	土・日曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時	愛知県中央県民生活 プラザ(愛知県自治セン ター1階)	愛知県中央県民生活 プラザ☎052・962・0999 ※電話相談も可
行政相談 (国や特殊法人に対する苦情、 不満、要望など)	第1～4木曜日(祝・休日を除く)午後1 時～3時/行政相談委員	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課☎51・2304 ※電話相談も可
警察安全相談 (暮らしの安全に関わる相談)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後5時	—	警察本部相談コーナー プッシュホン☎#9110、 ダイヤル回線☎052・953・ 9110
DV電話相談	月～土曜日(祝・休日および第3月曜日 を除く) 午前9時～午後3時	—	DV相談室 ☎33・9980
DV面接相談	火・木曜日(祝・休日を除く)午前9時 30分～午後3時30分/専門相談員	—	DV相談室☎33・9980(予 約制。月～土曜日午前9 時～午後3時※第3月曜 日を除く)

### ■休日(多重)債務整理相談

**とき:** 2月22日(日)午前9時～正午、午後1時～3時 **ところ:** 市役所国保年金課(西館1階) **対象:** 豊橋市国民健康保険に加入している方または以前加入していた方で、消費者金融やクレジットなどの返済で困っている方(既に完済した方を含む) **内容:** 専門の弁護士による過払い金返還や債務整理についての無料相談 **定員:** 各10人程度(申込順) **費用:** 無料 **その他:** 過払い金の請求時効間近のため、迷っている方は、ぜひご相談ください **申し込み:** 2月16日から国保年金課(☎51・2288)※定員に達しない場合は、当日受け付け可

# 相談

相談内容は秘密厳守。気軽にご相談ください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります

相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問い合わせ(申込期間)
こころの健康相談 (気分が沈み、眠れないなどのこころの問題で悩んでいる方)	3月5日(木)・19日(木)午前10時～正午、午後1時～3時/各4人/臨床心理士 ※相談内容によって、医師や保健師になることがあります	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。各前々日まで)
精神保健福祉相談 (心の病で悩んでいる方と家族)	3月11日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。3月9日まで)
歯科健康相談	3月12日(木)午前9時～11時/8人/歯科医師	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。3月4日まで)
生活習慣病予防など (糖尿病・高血圧など)の栄養相談	3月12日(木)午前9時～午後5時/管理栄養士	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。3月11日まで)
心の相談 (女性)	3月11日(水)午後1時30分～3時40分/2人/心理カウンセラー	男女共同参画センター「パルモ」(神野ふ頭町ライフポートとよはし内)	男女共同参画センター ☎ 33・2822 (予約制。2月25日からの月～土曜日午前9時～午後3時)
法律相談 (女性)	3月20日(金)午後1時30分～3時30分/4人/弁護士	男女共同参画センター「パルモ」(神野ふ頭町ライフポートとよはし内)	男女共同参画センター ☎ 33・2822 (予約制。3月6日からの月～土曜日午前9時～午後3時※第3月曜日を除く)
女性のための悩みごと電話相談	月～土曜日(祝・休日および第3月曜日を除く) 午前9時～午後3時	—	男女共同参画センター相談室 ☎ 33・3098
住宅・建築相談 (建築全般・現住居の不具合・増改築・耐震相談など)	2月25日(水)、3月11日(水)午後1時30分～4時/各3組/建築士	2月25日(水)/市役所東83会議室(東館8階)、3月11日(水)/市役所東81会議室(東館8階)	住宅課 ☎ 51・2602 (予約制。各前日の午後3時まで)
住宅・建築相談 (測量・登記相談など)	3月11日(水)午後1時30分～4時/3組/土地家屋調査士	市役所東81会議室(東館8階)	
農家(農事)相談	3月2日(月)・16日(月) 午後1時30分～3時30分	市役所農業委員会室(西館3階)	農業委員会 ☎ 51・2950
司法書士による相続登記相談 (不動産の相続・贈与など)	3月9日(月)午後1時～4時/6組	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。2月23日午前8時30分から)
行政書士による書類作成相談 (契約書・遺言書・遺産分割協議書、農地転用、建築許可など)	3月13日(金)午後1時～3時/4組	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。3月11日午後5時15分まで)
弁護士による法律相談	3月20日(金)午後1時～4時/6組	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (希望日の2週間前の午前8時30分から※祝・休日の場合は、その前日から)
	水曜日(祝・休日を除く)午後1時～4時/6組		
	3月13日(金)午後1時～4時/6組	つつじが丘地域福祉センター(佐藤五丁目)	豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294 (予約制)
	3月26日(木)午後1時～4時/6組	牟呂地域福祉センター(牟呂町字内田)	
3月26日(木)午後1時30分～3時/3組	愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活プラザ ☎ 52・7337 (予約制)	
保護司による立ち直り相談 (罪を犯した人たちの社会復帰など)	月・水・金曜日(祝・休日を除く) 午後1時30分～午後4時	豊橋市更生保護会館内サポートセンター(大国町)	豊橋保護区保護司会サポートセンター相談室 ☎ 56・4431
市民相談 (生活上の悩み事など)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2300 ※電話相談も可

楽しむ・学ぶ  
支援・医療  
相談  
募集  
情報あれこれ